



外国人技能実習生・外国人建設就労者

# 受入れ事業のご案内

監理団体許可番号(許1704000004) 特定監理団体認定番号 A2600002



公益社団法人

全国鉄筋工事業協会

# 受入実績 1992年(第1次)～2019年(第85次)

累計 **1,483名**

1992年～1997年  
(第1次～第12次) **都築 基 会長**



次数	受入人数	受入社数	派遣先	入国日
第1次	25名	5社	浙江省	H4年6月
第2次	29名	7社	浙江省	4年9月
第3次	28名	7社	浙江省	5年2月
第4次	26名	6社	浙江省	5年10月
第5次	20名	4社	浙江省	6年8月
第6次	16名	3社	江蘇省	6年10月
第7次	17名	5社	浙江省	7年4月
第8次	9名	2社	浙江省	7年10月
第9次	16名	4社	浙江省	8年2月
第10次	20名	4社	江蘇省	8年4月
第11次	17名	5社	浙江省	8年9月
第12次	15名	5社	浙江省	9年4月

1997年～2003年  
(第13次～第32次) **岩田正道 会長**



次数	受入人数	受入社数	派遣先	入国日
第13次	9名	2社	遼寧省	H9年8月
第14次	12名	3社	浙江省	9年9月
第15次	22名	4社	江蘇省	9年11月
第16次	13名	4社	浙江省	10年2月
第17次	16名	4社	江蘇省	10年4月
第18次	13名	5社	浙江省	10年4月
第19次	20名	5社	浙江省	10年10月
第20次	15名	4社	江蘇省	11年7月
第21次	11名	3社	浙江省	11年10月
第22次	6名	3社	江蘇省	12年1月
第23次	6名	3社	浙江省	12年1月
第24次	19名	6社	浙江省	12年4月
第25次	5名	1社	浙江省	12年11月
第26次	15名	5社	浙江省	13年1月
第27次	15名	6社	浙江省	13年4月
第28次	13名	4社	江蘇省	13年4月
第29次	22名	8社	浙江省	13年10月
第30次	19名	7社	浙江省	14年7月
第31次	26名	10社	浙江省	15年3月
第32次	10名	3社	江蘇省	15年3月

2003年～2007年  
(第33次～第43次) **和田 進 会長**



次数	受入人数	受入社数	派遣先	入国日
第33次	16名	7社	浙江省	H15年9月
第34次	21名	9社	浙江省	16年1月
第35次	4名	1社	江蘇省	16年9月
第36次	35名	11社	浙江省	16年10月
第37次	14名	4社	浙江省	17年3月
第38次	3名	1社	江蘇省	17年10月
第39次	20名	7社	浙江省	17年10月
第40次	34名	10社	浙江省	18年2月
第41次	3名	1社	江蘇省	19年1月
第42次	28名	9社	浙江省	19年1月
第43次	27名	8社	浙江省	19年1月

2007年～2017年  
(第44次～第79次) **内山 聖 会長**



次数	受入人数	受入社数	派遣先	入国日
第44次	19名	6社	浙江省	H19年10月
第45次	7名	2社	江蘇省	20年2月
第46次	27名	9社	浙江省	20年2月
第47次	21名	6社	浙江省	20年10月
第48次	4名	1社	江蘇省	21年2月
第49次	30名	11社	浙江省	21年2月
第50次	10名	3社	浙江省	21年10月
第51次	16名	6社	浙江省	22年2月
第52次	5名	2社	浙江省	22年2月
第53次	30名	11社	浙江省	23年2月
第54次	3名	1社	江蘇省	23年2月
第55次	16名	7社	浙江省	23年8月
第56次	2名	1社	江蘇省	23年8月
第57次	28名	9社	浙江省	24年2月
第58次	4名	1社	江蘇省	24年2月
第59次	24名	8社	浙江省	24年8月
第60次	43名	13社	浙江省	25年2月
第61次	36名	11社	浙江省	25年8月
第62次	28名	11社	浙江省	26年2月
第63次	2名	1社	江蘇省	26年2月
第64次	25名	8社	浙江省	26年8月
第65次	16名	5社	エスハイ	26年11月
第66次	9名	5社	浙江省	27年2月
第67次	5名	2社	江蘇省	27年2月
第68次	15名	6社	エスハイ	27年2月
第69次	14名	6社	エスハイ	27年8月
第70次	3名	1社	浙江省	27年8月
第71次	3名	1社	江蘇省	27年8月
第72次	17名	7社	エスハイ	27年11月
第73次	19名	7社	エスハイ	28年2月
第74次	3名	1社	浙江省	28年2月
第75次	20名	9社	エスハイ	28年8月
第76次	18名	8社	エスハイ	28年11月
第77次	28名	12社	エスハイ	29年2月
第78次	35名	14社	エスハイ	29年8月
第79次	19名	7社	エスハイ	29年11月

2018年～  
(第80次～) **岩田正吾 会長**



次数	受入人数	受入社数	派遣先	入国日
第80次	38名	16社	エスハイ	30年2月
第81次	19名	8社	TTC	30年8月
第82次	14名	6社	エスハイ	30年8月
第83次	26名	10社	TTC	30年11月
第84次	41名	18社	TTC	31年2月
第85次	11名	4社	エスハイ	31年2月

- ◆1991年(平成3年) 研修生受入支援組織として国際研修協力機構(JITCO)設立
- ◆1992年(平成4年) 第一次受入機関((財)建設産業教育センター)全鉄筋受入開始
- ◆1994年(平成5年) 研修制度に加え技能実習制度開始
- ◆2003年(平成15年) 全鉄筋研修生事業委員会設立 矢野目和夫委員長就任
- ◆2004年(平成16年) 第一次受入機関((財)建設産業教育センター)解散、(財)建設業振興基金に移行
- ◆2009年(平成21年) 第52次から全鉄筋が直接第一次受入機関となり受入開始
- ◆2010年(平成22年) 研修制度廃止実習制度移行
- ◆2010年(平成22年) 厚生労働大臣より無料職業紹介事業を取得
- ◆2015年(平成27年) 国土交通大臣より特定監理団体第1号を取得 2015年7月より外国人建設就労者受入開始
- ◆2016年(平成28年) (一社)日本建設業連合会より国際委員長賞受賞 2016年6月 武田美治実習生委員長就任
- ◆2017年(平成29年) 一般監理事業許可を11月1日取得
- ◆2017年(平成29年) 技能実習3号設立(11月1日) 4年目5年目実習生の滞りが可能

# 外国人技能実習制度

「外国人技能実習制度」は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とし、1993年5月に創設された国の制度です。

## 外国人技能実習生

技能実習生は、アジア等の新興国に住む青年労働者が、受け入れられた日本の企業（実習実施者という）で働きながら技能等を修得します。技能実習生は、修得した技能等を帰国後に発揮し、自身の職業生活の向上や母国の産業の発展に貢献します。

1年目は「第1号技能実習（1年間）」、2年目は「第2号技能実習（2年間）」と、3年間の技能実習を行います。優良認定を受けた実習実施者のもとでは、4年目の「第3号技能実習（2年間）」により、第1号から第3号まで合計5年の滞在が可能となります。

### 技能実習生の受入人数枠

実習実施者の常勤職員総数	第1号技能実習生の人数 ☆優良認定を受けた実習実施者の場合
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人以上 300人以下	15人 ☆30人
101人以上 200人以下	10人 ☆20人
51人以上 100人以下	6人 ☆12人
41人以上 50人以下	5人 ☆10人
31人以上 40人以下	4人 ☆8人
30人以下	3人 ☆6人

○常勤職員には、技能実習生は含まれません。

○第1号技能実習生の人数が、常勤職員の総数を超えることはできません。また、第2号実習生数は常勤職員の総数の2倍、第3号実習生数は常勤職員の総数の3倍を超えることができません。

○常勤職員とは、社会保険加入者数をいいます。

## 全鉄筋受入事業特徴

- 1. 受入企業のニーズに合わせた、優秀な人材が人選できます**  
全鉄筋は鉄筋施工の技能集団として、優秀な実習生の選抜方法や企業派遣までに指導・教育を充実させ、即戦力となることを目指して取り組んでいます。
- 2. 全鉄筋は鉄筋施工限定の受入組織として三つの資格を取得させ企業へ派遣できます**  
玉掛け技能講習・クレーン特別講習・足場の組立等特別教育の資格を取得させたのち企業へ派遣します。
- 3. 受入事業で得た収益は、企業の為に活用できます**  
全鉄筋実習生事業での収益は、全鉄筋組合員の活動資金として活用します。

## 受入条件

- ▶技能実習責任者講習の受講義務（3年更新）
- ▶技能実習指導員（5年以上の職務経験を有する常勤の従業員）の配置
- ▶生活指導員の配置
- ▶技能実習生用宿舍等の提供（6畳に二人を目安、台所、トイレ、シャワー設備、寝具、調理器具、食器など水道光熱費）
- ▶労働保険（労災保険・雇用保険）  
社会保険（厚生年金保険、健康保険）の加入

# 事業運営

●事業に係る諸課題への対応

## 実習生 事業委員会

委員長 武田 美治 (香川)

副委員長 小寺 洋志裕 (石川)

# 面接から帰国まで

送り出し

約6ヶ月の事前教育(日本語・実技)

日本入国

技能実習生の選抜

### ▶ 入学試験

- IQ テスト
- Y-G 性格検査
- 正確性
- 計算能力
- 集中力の確認

### ▶ 体力テスト

- 腕立て伏せ
- スクワット
- 鉄筋の組立

### ▶ 現地訪問

- 実技試験
- 面接
- 調印

### ▶ 合格者

- 日本語教育
- 日本生活案内
- 鉄筋施工用語
- 鉄筋実技訓練
- 性格等の確認



ベトナムでの実技訓練



ベトナムでの鉄筋組立試験



富士教育訓練センター

約1ヶ月

富士教育訓練センターで  
入国後講習受講

徹底した鉄筋施工教育を実施して企業に派遣します。

資格名	資格取得内容
玉掛け技能講習	吊り上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置の玉掛け業務
クレーン特別教育	吊り上げ荷重5トン未満のクレーン操作、運転。5トン未満であれば荷とともに移動しない無線操作式でも運転できます。
足場の組立等特別教育	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務

丹波 勝行 (北海道)

飛田 良樹 (鉄工協)

山本 俊輔 (愛知)

矢野目 和則 (福島)

野仲 啓明 (東鉄協)

叶 順哉 (関西)

日本

日本

送り出し

日本

送り出し

1ヶ月間以上

第1号  
技能実習

1年間

約11ヶ月

第2号  
技能実習

2年間

技能実習生一時帰国

第3号  
技能実習

2年間

技能実習生帰国

労働関係法令適用

労働関係法令適用

受入企業へ配属

技能検定基礎級相当  
(学科・実技試験合格必須)

技能実習計画認定申請

実技検定3級相当  
(実技試験合格必須)

優良要件に適合

技能実習計画認定申請

在留資格の変更

技能検定2級相当  
(実技試験必須)

# 全鉄筋受入日程表 (年3回)

全鉄筋は年間3回の  
受入で計画しています

## 第1回 企業入社日4月1日

No.	受入の流れ	実施予定日
1	受入募集 (1ヶ月)	6月15日～7月15日
2	面接・受入契約4日間程度	9月7日～9月10日
3	実習生機構や入管申請 (審査期間3ヶ月)	11月1日～1月末
4	在留申請許可 (ビザ申請)	2月1日～2月27日
5	入国 (集合研修1ヶ月)	2月28日～3月29日
6	企業入社日	4月1日

## 第2回 企業入社日10月1日

No.	受入の流れ	実施予定日
1	受入募集 (1ヶ月)	12月15日～1月末
2	面接・受入契約4日間程度	3月7日～3月10日
3	実習生機構や入管申請 (審査期間3ヶ月)	5月1日～7月末
4	在留申請許可 (ビザ申請)	8月1日～8月28日
5	入国 (集合研修1ヶ月)	8月29日～9月30日
6	企業入社日	10月1日

## 第3回 企業入社日12月12日

No.	受入の流れ	実施予定日
1	受入募集 (1ヶ月)	4月1日～4月末
2	面接・受入契約4日間程度	6月15日～6月18日
3	実習生機構や入管申請 (審査期間3ヶ月)	8月1日～10月末
4	在留申請許可 (ビザ申請)	11月1日～11月11日
5	入国 (集合研修1ヶ月)	11月12日～12月11日
6	企業入社日	12月12日

## 3号（4年目・5年目）優良認定を受けるための基準

優良な実習実施者の基準については、次の表で6割以上の点数（120点満点で72点以上）を獲得した場合に「優良」と判断されます。ただし、下記②のⅠ及びⅡについては、2019年4月以降において評価項目としてカウントするため、当面はこれを除く項目で6割以上の点数（110点満点で66点以上）を獲得した場合に「優良」と判断することとなります。

①技能等の習得に係る実績	配点
Ⅰ 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率 (旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	最大20点
Ⅱ-1 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 *旧技能実習生の受検実績について2017年7月1日以前の受検実績は算入しないことが可能であるが、同日以降の受検者は必ず算入すること。2020年10月31日までは、Ⅱ-1に代えてⅡ-2〈1〉及びⅡ-2〈2〉で評価することも可能とする。	最大40点
Ⅱ-2〈1〉直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格 (合格者3人以上)	(最大35点)
Ⅱ-2〈2〉直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績 (合格者2人以上)	最大5点
Ⅲ 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 (合格者2人以上)	最大5点
Ⅳ 技能検定等の実施への協力 技能検定委員	最大5点
②技能実習を行わせる体制	配点
Ⅰ 直近過去3年以内の技能実習指導員の養成講習受講歴	最大5点
Ⅱ 直近過去3年以内の生活指導員の養成講習受講歴	最大5点
③技能実習生の待遇	配点
Ⅰ 第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	最大5点
Ⅱ 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	最大5点
④法令違反・問題発生状況	配点
Ⅰ 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること (旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	最低-50点
Ⅱ 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと (旧制度を含む。)	最低-10点
Ⅲ 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること (旧制度を含む。)	最低-50点
⑤相談・支援体制	配点
Ⅰ 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	最大5点
Ⅱ 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること (旧制度を含む。)	最大5点
Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと (旧制度下における受入れを含む。)	最大5点
⑥地域社会との共生	配点
Ⅰ 受け入れた実習生に対し、日本語の教育の支援を行っていること	最大4点
Ⅱ 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	最大3点
Ⅲ 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	最大3点

# 受入費用

全鉄筋に納める費用と実習生に直接支払う費用があります

## 1号実習生（1年目）

項目		金額
受入 初期費用 講習費用	JITCO会費・申請費用・中国での講習費用・3年間傷害保険・入国渡航費・センターまでの交通費・講習費用（日本語教育・技能訓練等）・資格取得費用（クレーン特別教育・玉掛け技能講習・足場の組立等特別教育）・宿泊費	350,000円
	実習生の講習手当（32日）	20,000円
	実習生の食事代 1日3食 1,560円×32日間	49,920円
毎月の費用	ベトナム 全鉄筋監理費 毎月20,000円×12カ月＝	全鉄筋監理費 ＋ 実習生派遣費用 360,000円
	実習生派遣費用 毎月10,000円×12カ月＝	
	中国 全鉄筋監理費 毎月 8,000円×12カ月＝	
	実習生派遣費用 毎月22,000円×12カ月＝	
1号実習生の合計		779,920円

## 2号実習生（2年目）（3年目）

項目		金額
2号 移行費用	技能検定 基礎級試験料（2号に移行するための必要な試験）	21,000円
	1号から2号への移行申請JITCO取次費用（受入人数に関係なく1回あたり）	5,657円
	入国管理局への印紙代	4,000円
毎月の費用	ベトナム 全鉄筋監理費 毎月20,000円×24カ月＝	全鉄筋監理費 ＋ 実習生派遣費用 720,000円
	実習生派遣費用 毎月10,000円×24カ月＝	
	中国 全鉄筋監理費 毎月 8,000円×24カ月＝	
	実習生派遣費用 毎月22,000円×24カ月＝	
2号 （3年目） 更新申請	2号（2年目）から2号（3年目）への更新申請JITCO取次費用（受入人数に関係なく1回あたり）	5,657円
	入国管理局への印紙代	4,000円
	技能検定 随時3級試験料	21,000円
帰国渡航費（概算）（帰国する月により航空券の費用が異なります）		60,000円
2号実習生の合計		841,314円

## 3号実習生（4年目）（5年目）（優良企業認定申請）

項目		金額
3号 更新費用	申請費用	10,000円
	実習生保険	15,910円
	入国渡航費（概算）（入国する月により航空券の費用が異なります）	60,000円
	在留更新申請JITCO取次費用（受入人数に関係なく1回あたり）	5,657円
	入国管理局への印紙代	4,000円
	技能検定 実技2級試験料	17,900円
毎月の費用	ベトナム 全鉄筋監理費 毎月15,000円×24カ月＝	全鉄筋監理費 ＋ 実習生派遣費用 480,000円
	実習生派遣費用 毎月5,000円×24カ月＝	
	中国 全鉄筋監理費 毎月8,000円×24カ月＝	
	実習生派遣費用 毎月12,000円×24カ月＝	
帰国渡航費（概算）（帰国する月により航空券の費用が異なります）		60,000円
3号実習生の合計		653,467円



# 実習生に必要な費用（概算）給与・事業所負担社会保険料【参考】

**東京都** 最低賃金 958 円×年間労働時間 2085 時間（例：各県の最低賃金×年間労働時間）

1号実習生（11ヵ月）金額 毎月 166,453 円× 11 ヲ月 <b>1,830,983 円</b>	2号実習生（1年目）金額 毎月 166,453 円× 12 ヲ月 <b>1,997,436 円</b>	2号実習生（2年目）金額 毎月 166,453 円× 12 ヲ月 <b>1,997,436 円</b>
事業所負担社会保険料 (約) 26,833 円× 11 ヲ月÷ <b>295,163 円</b>	事業所負担社会保険料 (約) 26,833 円× 12 ヲ月÷ <b>321,996 円</b>	事業所負担社会保険料 26,833 円× 12 ヲ月÷ <b>321,996 円</b>
合計 <b>2,126,146 円</b>	合計 <b>2,319,432 円</b>	合計 <b>2,319,432 円</b>

3年間の平均合計 全鉄筋+実習生 ≒ **8,386,244 円**

1年間の平均合計 全鉄筋+実習生 ≒ **2,795,415 円**

毎月の平均合計 全鉄筋+実習生 ≒ **232,951 円**

**愛知県** 最低賃金 871 円×年間労働時間 2085 時間（例：各県の最低賃金×年間労働時間）

1号実習生（11ヵ月）金額 毎月 151,336 円× 11 ヲ月 <b>1,664,696 円</b>	2号実習生（1年目）金額 毎月 151,336 円× 12 ヲ月 <b>1,816,032 円</b>	2号実習生（2年目）金額 毎月 151,336 円× 12 ヲ月 <b>1,816,032 円</b>
事業所負担社会保険料 (約) 25,291 円× 11 ヲ月÷ <b>278,201 円</b>	事業所負担社会保険料 (約) 25,291 円× 12 ヲ月÷ <b>303,492 円</b>	事業所負担社会保険料 (約) 25,291 円× 12 ヲ月÷ <b>303,492 円</b>
合計 <b>1,942,897 円</b>	合計 <b>2,119,524 円</b>	合計 <b>2,119,524 円</b>

3年間の平均合計 全鉄筋+実習生 ≒ **7,803,179 円**

1年間の平均合計 全鉄筋+実習生 ≒ **2,601,060 円**

毎月の平均合計 全鉄筋+実習生 ≒ **216,755 円**

**大阪府** 最低賃金 909 円×年間労働時間 2085 時間（例：各県の最低賃金×年間労働時間）

1号実習生（11ヵ月）金額 毎月 157,939 円× 11 ヲ月 <b>1,737,329 円</b>	2号実習生（1年目）金額 毎月 157,939 円× 12 ヲ月 <b>1,895,268 円</b>	2号実習生（2年目）金額 毎月 157,939 円× 12 ヲ月 <b>1,895,268 円</b>
事業所負担社会保険料 (約) 25,579 円× 11 ヲ月÷ <b>281,369 円</b>	事業所負担社会保険料 (約) 25,579 円× 12 ヲ月÷ <b>306,948 円</b>	事業所負担社会保険料 (約) 25,579 円× 12 ヲ月÷ <b>306,948 円</b>
合計 <b>2,018,698 円</b>	合計 <b>2,202,216 円</b>	合計 <b>2,202,216 円</b>

3年間の平均合計 全鉄筋+実習生 ≒ **8,044,364 円**

1年間の平均合計 全鉄筋+実習生 ≒ **2,681,455 円**

毎月の平均合計 全鉄筋+実習生 ≒ **223,455 円**

# 技能実習計画認定申請に関わる提出書類一覧・確認表

○：必ず提出が必要なもの。

☆：過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（入国管理局へ提出したものは含まない。）

◆：過去5年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（入国管理局へ提出したものは含まない。）

×：提出が不要なもの。

番号	必要書類	技能実習生の区分		
		1号	2号	3号
1	申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿	○	○	○
2	技能実習計画認定申請書	○	○	○
3	技能実習計画	○	○	○
4	実習実施予定表	○	×	×
5	実習実施予定表実習実施予定表（1年目）（2年目）	×	○	○
6	申請者の誓約書	○	○	○
7	技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し	○	○	○
8	技能実習のための雇用契約書・雇用条件書の写し	○	○	○
9	技能実習生の報酬に関する説明書	○	○	○
10	技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（宿舍見取図添付）	○	○	○
11	徴収費用の説明書	○	○	○
12	委任状	○	○	○
13	手数料払込証明書	○	○	○
14	申請者の概要書	☆	☆	☆
15	登記事項証明書（全部事項証明書（謄本）で現在事項証明書のもの）	☆	☆	☆
16	直近2事業年度の貸借対照表の写し	☆	☆	☆
17	直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し	☆	☆	☆
18	直近2事業年度の法人税の確定申告書の写し	☆	☆	☆
19	直近2事業年度の法人税の納税証明書（その2 所得金額用）	☆	☆	☆
20	役員の住民票の写し（登記事項証明書に記載している実習生に関わっている役員）	☆	☆	☆
21	技能実習責任者の履歴書	☆	☆	☆
22	技能実習責任者の健康保険等の被保険者証などの写し	☆	☆	☆
23	技能実習責任者の就任承諾書及び誓約書	☆	☆	☆
24	直近の36協定・変形労働時間制又は就業規則の写し	☆	☆	☆

番号	必要書類	技能実習生の区分		
		1号	2号	3号
25	技能実習指導員の履歴書	☆	☆	☆
26	技能実習指導員の健康保険等の被保険者証などの写し	☆	☆	☆
27	技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書	☆	☆	☆
28	生活指導員の履歴書	☆	☆	☆
29	生活指導員の健康保険等の被保険者証などの写し	☆	☆	☆
30	生活指導員の就任承諾書及び誓約書	☆	☆	☆
31	宿泊施設の適正についての確認書	☆	☆	☆
32	技能実習生の名簿	☆	☆	☆
33	監理団体と実習実施者の契約書	☆	☆	☆
34	申請者の役員に関する誓約書	◆	◆	◆
35	技能実習生の申告書	◆	◆	◆
36	同種業務従事経験等証明書	◆	◆	◆
37	技能実習を行わせる理由書	◆	◆	◆

## 技能実習生の入国後手続きの流れ

経過月		手続内容	提出先
<b>1号</b> 1号から2号への変更許可	7ヶ月目	実習生の2号移行確認	実習生機構に提出
	8ヶ月目	2号移行希望申請書	実習生機構に提出
	10ヶ月目	1号から2号への変更手続	地方入国管理局へ
	11ヶ月目	技能実習移行試験（基礎2級）	職能協
		技能検定（基礎2級）合格証書	都道府県知事から
		(変更許可申請書類) 地方入国管理局へ	
<b>2号</b> 2年目から3年目への更新許可	10ヶ月目	2年目から3年目への更新手続	地方入国管理局へ
		(更新許可) 地方入国管理局から	
<b>3号</b> 2号から3号への変更手続 2号から3号への変更許可	12ヶ月目 帰国	3号の申請手続 (開始予定日の4ヶ月前まで)	地方入国管理局へ 実習生機構に提出
		(変更手続) 地方入国管理局へ	
		(変更許可) 地方入国管理局から	

# 外国人建設就労者 受入事業のご案内

外国人建設就労者受入事業は、東京オリンピックに向けて建設業の需要増大に対応する為、労働力不足の対策として、2022年迄の緊急措置として定められた外国人実習生の再入国や就労を2年延長させるなど、外国人実習生を活用することができる制度です。

## 1. 受入対象期間

2015年4月1日から2022年3月31日（7年間に定める）

## 2. 制度の趣旨

- (1)対象業種 建設業（建設業の許可取得事業）
- (2)外国人建設就労者の滞在期間
  - ①技能実習に引き続き国内に在留する場合 2年間
  - ②建設分野技能実習を修了して帰国した場合（再入国）
    - ・帰国後1年を経過しないうちに再入国する場合 2年間
    - ・帰国後1年以上経過した後に再入国する場合 3年間

## 3. 運営条件

- (1)運営条件（建設業で特定監理団体資格を取得し、適正監理計画が認定された受入企業）
- (2)特定監理団体の認定

外国人建設就労者受入事業は、優良な監理団体（特定監理団体）及び優良な受入企業（受入建設企業）に限定する。

特定監理団体になろうとする監理団体は、外国人建設就労者を受け入れる前に、告示第4に基づき国土交通大臣に対して特定監理団体の認定の申請を行い許可を得る。

※全鉄筋は平成27年2月16日特定監理団体の認定を取得

**(3)受入建設企業の受入要件** ※全鉄筋では受入国は中国・ベトナムに限ります

- ①全鉄筋の会員企業で実習生を受入れている企業、または実習生を受入れることのできる企業が対象
- ②建設業法第3条の許可を受けていること
- ③過去5年間に建設業法に基づく監督処分を受けていないこと
- ④過去5年間に労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと
- ⑤労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること  
(申請時に常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる資料を添付すること)
- ⑥過去5年間に2年以上建設分野技能実習を実施した実績があること
- ⑦過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為がないこと
- ⑧技能実習生用宿舎等の提供  
(最低6畳に2人を目安、台所、トイレ、シャワー設備、寝具、調理器具、食器など)
- ⑨実習管理指導員(鉄筋施工5年事業経験者)・生活指導員の配置
- ⑩経常利益が大幅に赤字でないこと(外国人就労者が3年間滞在可能かの確認)
- ⑪1年間に1回は、一時帰国の希望に対応できるように計画に盛り込むこと

**(4)外国人建設就労者の要件**

(技能実習生2号資格を保有し1年11ヶ月保有した者で技能実習と同等の業種)

**(5)特定監理団体の特徴(監理団体)**

特定監理団体は認定された送出し機関であれば、どの国からも他の団体で派遣された実習生でも外国人建設就労者を派遣することができる。

(但し送り出し機関との受入協定書締結と職業紹介事業に受入国の記載が必要となる。)

**(6)適正監理計画認定企業の特徴(受入企業)**

どの国からも他の団体で派遣された実習生でも外国人建設就労者を受入れることができる。

(但し特定監理団体と送り出し機関との協定書締結が必要)

**(7)送り出し機関の条件**

送り出し国政府機関又は国政府から各国の基準に従って認定を受けた送り出し機関であること。

(入国時の派遣機関と異なる場合でも派遣可能) 但し同一国に限る。

## 全鉄筋受入実施予定日 年間3回

入国日	2月28日	8月29日	11月12日
-----	-------	-------	--------

## 外国人建設就労者にかかる費用負担

### (1) 入国前

- ①在留資格認定申請費用（一人10,000円）
- ②外国人建設就労者保険 滞在期間（2年15,940円）滞在期間（3年22,150円）  
（但し業務上発生した場合は労災保険適用となり対象外）

①死亡・後遺障害保険金額	7,000,000円	②傷害治療費費用保険金額	1,000,000円
③疾病治療費用保険金額	1,000,000円	④疾病死亡保険金額	7,000,000円
⑤賠償責任保険	30,000,000円	⑥救済者費用等保険金額	2,000,000円

- ③入国航空券代（概算60,000円航空便や月によって異なります。）

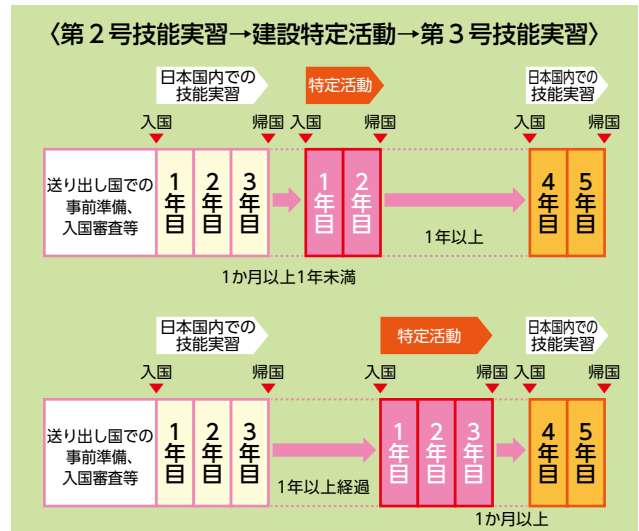
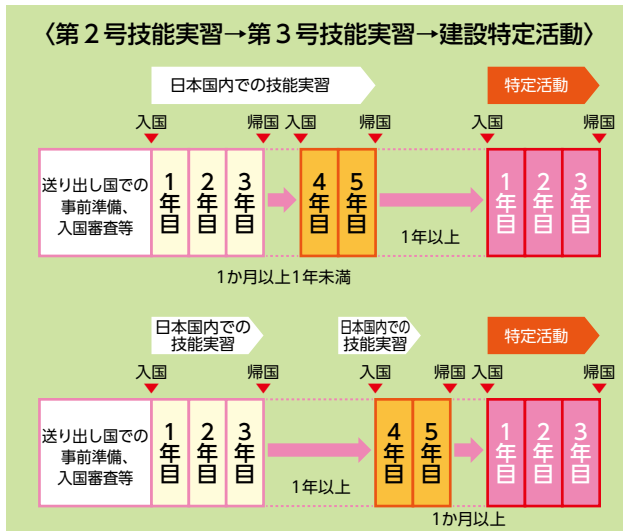
### (2) 入国後（企業様が空港に出迎え直接企業へ配属致します）

- ①雇い入れ健診（企業様負担）
- ②毎月の監理費 中 国⇒全鉄筋 8,000円 派遣機関12,000円  
ベトナム⇒全鉄筋 15,000円 派遣機関 5,000円

### (3) 1年経過後の更新料

- ①JITCOの申請取次料（10,657円）
- ②入管申請料（印紙代1名4,000円）
- ③毎年の健康診断費用（企業様負担）

### (4) 帰国費用 帰国渡航費（概算60,000円）航空便や月によって異なります。



# 受入可能人数

外国人建設就労者を受入れる人数については、受入建設企業の常勤職員の総数まで受け入れることができます。なお、常勤の職員の総数には、技能実習生及び外国人建設就労者の数は含みません。

## 実習生受入人数枠の拡大（優良基準適合者）

基本人数枠のほかに、第1号から第2号までの区分に応じて、人数枠の拡大ができます。拡大を希望する場合は、一般管理事業許可を受けた監理団体の指導のもとで、各区分に応じて技能実習計画を策定し認定を受けます。具体的な受入人数枠は次の表に基づきます。

第1号（1年間）		第2号（2年間）	優良基準適合者		
			第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
基本人数枠		基本人数枠の 2倍	基本人数枠の 2倍	基本人数枠の 4倍	基本人数枠の 6倍
実習実施者の 常勤職員数	技能実習生の 人数				
301人以上	常勤職員数の 20分の1	常勤職員数の 10分の1	常勤職員数の 10分の1	常勤職員数の 5分の1	常勤職員数の 10分の3
201人～300人	15人	30人	30人	60人	90人
101人～200人	10人	20人	20人	40人	60人
51人～100人	6人	12人	12人	24人	36人
41人～50人	5人	10人	10人	20人	30人
31人～40人	4人	8人	8人	16人	24人
30人以下	3人	6人	6人	12人	18人

○常勤職員には、技能実習生は含まれません。

○技能実習生（第1号）の人数が、常勤職員の総数を超えることはできません。また、第2号実習生数は常勤職員の総数の2倍、第3号実習生数は常勤職員の総数の3倍を超えることができません。

○常勤職員とは、社会保険加入者数をいいます。

## 転職が可能となります

- (1) 外国人建設就労者が転職する場合、転職先の企業は監理団体が特定監理団体の認定を取得していることが条件となります。
- (2) 職種及び作業が原則として同一であること
- (3) 転職先企業が外国人就労者が所属する送り出し機関との協定書の締結がない場合には、新たに送り出し機関との協定を締結し、適正管理計画の変更手続きが必要となります。
- (4) 適正管理計画変更後、入国管理局に外国人建設就労者の変更申請等の手続きも必要となります。

## 外国人建設就労者と技能実習生との違い

### (1) 外国人建設就労者のビザは「特定活動（公示32号）」

**技能実習生の場合**「技能実習1号口（1年目）」「技能実習2号口（2年目・3年目）」「技能実習3号口（4年目・5年目）」

### (2) 受入可能人数の算定

企業社員数まで受入可能。ただし技能実習生及び外国人建設就労者の数は含まない。

技能実習生の場合は従業員数（実習生受入人数枠参照）

# 中国・派遣機関の紹介



	浙江省建設投資集团有限公司	江蘇省建設集团公司
① 代表者名	毛 劍宏	屠 亜星
② 所在地	中国浙江省杭州市	中国江蘇省南京市
③ 設立年月日	1949年8月14日	1993年2月15日
④ 業種	建設業全般	建設業
⑤ 資本金	140億円	60億円
⑥ 年収	15,660億円	893億円
⑦ 従業員数	14,731名	1,315名
⑧ 研修生責任者	劉 建偉	汪 雲義
⑨ 日本事務所住所	東京都台東区西浅草	東京都新宿区下落合
⑩ 日本駐在責任者	王 毓	林 勲
⑪ 研修開始年月	1986年6月	1994年1月
⑫ 受入総数	2,344名	2,120名
⑬ 現在日本滞在者数	400名	45名
⑭ 受入機関契約数	6団体	4団体



# ベトナム・派遣機関の紹介



## ベトナムTTC人材株式会社の特徴

- ①募集に於て  
当機関は、当職員が直接地方にて募集セミナーを開催し募集を図っている（ブローカー介在防止）。及びインターネット募集に於ては、必ず本人面接及び身元調査後候補者として選定する。そして、上記候補者は試験までの間、予め教育センターにて日本語基礎教育を実施する。
- ②合格者日本語教育に於ては、4から6. 8ヶ月の期間を設けておりN5からN4レベル取得を目標としている。
- ③実習生配属1ヶ月目は要望により通訳を付け、現場での通訳及び技術指導の補助を行う。
- ④管理については、月に一度の受け入れ企業の訪問及び実習生とも面談を実施し、問題が起きる前に解決をする態勢を取っている。
- ⑤トラブル対応  
電話又は駐在員が即会社又は現場まで行き対応する。



	ベトナム TTC 人材株式会社	ESUHAI CO.,LTD (エスハイ)
① 代表者名	NGUYEN VAN THANG	LE LONG SON (レロンソン)
② 所在地	3F, Interserco Building, No 2 Ton That Thuyet Road, My Dinh 2 Ward, Nam Tu Liem District, Ha Noi City, Viet Nam	40/12-40/14, Ap BAC St., Ward13, Tan Binh Dist, Ho Chi Minh
③ 設立年月日	2015年3月3日	2006年6月9日
④ 業種	人材教育・労働者海外派遣 国内人材紹介	人材教育・労働者海外派遣 国内人材紹介
⑤ 資本金	2千500万円	8,000万円
⑥ 年収	5億5千万円	33,879万円
⑦ 従業員数	450名	220名
⑧ 研修生責任者	NGUYEN THE HIEU	LE ANH TUAN
⑨ 日本事務所住所	埼玉県さいたま市 大宮区土手町 1-23-2	東京都千代田区内神田
⑩ 日本駐在責任者	PHAM VIET HOANG	清水 寛子
⑪ 研修開始年月	2015年	2006年8月8日
⑫ 受入総数	1,120名	7,500名
⑬ 現在日本滞在者数	1,050名	3,000名
⑭ 受入機関契約数	80団体	50団体



# 全鉄筋で準備した鉄筋組立カリキュラム教材

## 技能実習生鉄筋組立教材

公益社団法人 **全国鉄筋工事業協会**



## 鉄筋施工実技試験

### 注意事項

THỜI GIAN THI

1. 試験時間 1時間15分

NHỮNG ĐIỀU CẦN LƯU Ý

2. 注意事項

- Kiểm tra số lượng vật liệu được cấp.
- (1) 支給された材料の数量等を確認すること。  
Nếu vật liệu được cấp không đúng, hãy báo ngay.
  - (2) 支給された材料に異常がある場合は、申し出ること。  
Sau khi bắt đầu thi, về nguyên tắc số lượng được cấp lại vật liệu.
  - (3) 試験開始後は、原則として、支給材料の再支給をしない。  
Không được sử dụng ngoài những vật liệu được cấp.
  - (4) 支給材料以外の材料は、いっさい使用しないこと。  
Không được mượn, cho mượn dụng cụ lúc thi.
  - (5) 試験中は、工具等の貸し借りを禁止する。  
Đồng phục khi thi phải nghiêm chỉnh, đầy đủ.
  - (6) 作業時の服装等は、作業に適したものとし、履物は、地下たび、作業靴、又は安全靴とすること。  
Bảo cáo cho người có trách nhiệm khi hoàn thành bài thi.
  - (7) 作業が終了したら、担当者に申し出ること。  
Buộc đầy đủ những nút dây.
  - (8) 鉄筋の結束は、全結束とすること。  
Các kết nối của vòng góc cốt thép đai phải buộc đầy đủ.
  - (9) フープスタップのコーナは、結束は、両だすきとすること。  
Sau 15 phút quá giờ thi coi như thi hết.
  - (10) 15分以上の超過は未完成失格とする。

名称		形状	径	寸法	本数	箇所合計	定尺	割本数	圧接		
1F1 (ベース)	主筋筋 ①150	1070	SD295A	D10	1070	8+8	1	16	5500	5	4
2F1 (ベース)	ハーフスプーラー H=60	1000	SD295A	D6	1000	3	1	3			
4C (柱)	柱筋	1000	SD295A	D13	2970	1	1	1	6000	2	1
4C (柱)	フープ筋 ①150	1318	SD295A	D13	3000	1	1	1	6000	2	1
4C (柱)	フープ筋 ①150	1320	SD295A	D10	1320	1+5	1	6	4000	3	2
4C (柱)	スタップ筋	1080	SD295A	D10	1080	1	1	1	5500	5	1
9FG (地中梁)	上筋 (chung ngang cơ trên)	1400	SD295A	D13	2250	2	1	2	4500	2	1
10FG (地中梁)	下筋 (chung ngang cơ dưới)	1400	SD295A	D13	1650	2	1	2	5000	3	1
11FG (地中梁)	縦筋	1370	SD295A	D10	1370	2	1	2	5500	4	1
12FG (地中梁)	スタップ筋 ①150	1480	SD295A	D10	1480	4+2	1	8	4500	3	3
13FG (地中梁)	吊钩筋 ①400	400	SD295A	D10	400	2+2	1	4	4000	10	1
14FG (地中梁)	梁筋	2180	SD295A	D10	2180	2	1	2	4500	2	1

## 実技試験採点基準

1. 採点項目及び採点

採点項目及び採点は、次のとおりとする。

採点項目	các mục chấm điểm	採点
フープスタップの間隔	khoảng cách của cốt thép đai	100点 減点方式
結束してない箇所	điểm buộc dây	
フープスタップの千鳥してないもの	SỰ xoay vòng của cốt thép đai	
フープスタップの倒れ及びねじれ		
フープスタップのコーナを両だすきしていない箇所	xem các góc cốt thép đai có bị hở, lỏng, lệch không.	
総合的なできばえ	đánh giá thành phẩm	
作業態度・服装・整理整頓	thái độ làm việc, trang phục, dọn dẹp vệ sinh.	
超過した時間	thời gian thi	

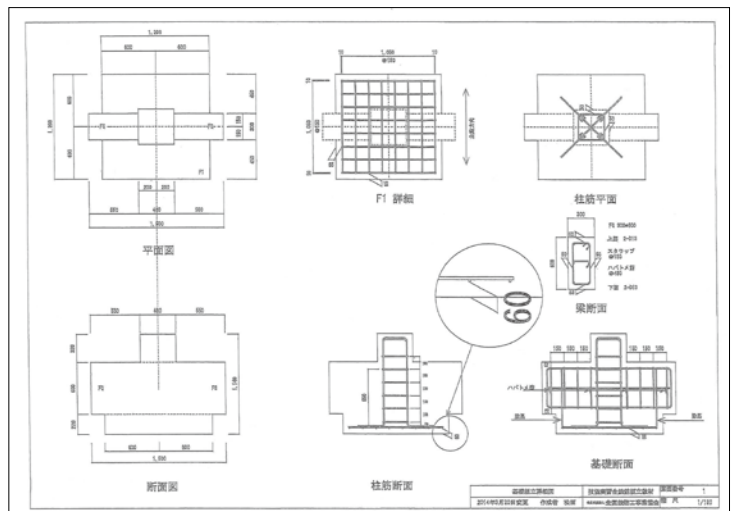
(1) 採点方式 tiêu chí chấm điểm

採点は、減点法とし、「項目別採点基準」に示す採点項目ごとに減点を行い、採点100点から減点総計を差し引いたものを最終得点とする。

採点基準	減点数
① フープ、スタップの間隔	※ 1カ所 1点
② 結束しない箇所	※ 1カ所 1点
③ フープ、スタップの千鳥してないもの。	※ 2点
④ フープ、スタップの倒れ及びねじれ。	※ 2点
⑤ フープ、スタップのコーナを両だすきしていない箇所。	※ 1点
⑥ 総合的なできばえ。	※ (A=0点・B=2点・C=4点)
⑦ 作業態度、服装、整理整頓の悪いもの	※ (A=0点・B=2点・C=4点)
⑧ 超過した時間の減点	※ 5分以内 2点、10分以内 4点、

(2) 採点の原則

① 採点は、受入企業担当者が行うものとする。





# 公益社団法人 **全国鉄筋工事業協会**

〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-9-6 田中ビル4F  
TEL 03(5577)5959 / FAX 03(3252)9170